(総務省)

要望書(抜粋版)

公立病院の運営の確保について

医療機関は、国が定める診療報酬(公定価格)により経営が成り立っているため医療サービスに価格転嫁ができず、厳しい状況が続いており、もはや医療機関の経営努力のみでは対応することが困難な状況である。

医療機関が諸物価の高騰による医療提供コストの上昇に対応できるよう、必要な財政措置を講じること。

病院事業に係る地方交付税について社会経済情勢に即して所要額を 確実に確保するとともに、自治体病院に対する制度的・財政的支援をは じめ、地域医療の確保のために必要な措置の充実を図ること。

(厚生労働省)

要望書(抜粋概要版)

1 公立病院の運営の確保について

医療機関は、国が定める診療報酬(公定価格)により経営が成り立っているため医療サービスに価格転嫁ができず、厳しい状況が続いており、もはや医療機関の経営努力のみでは対応することが困難な状況である。また、諸物価の高騰に対応するための医療従事者への処遇改善が課題となっているが、医療従事者の確保自体にも支障が生じる状況になっている。

諸物価の高騰による医療提供コスト上昇への対応や医療従事者への 処遇改善を適切に行えるよう、入院基本料など診療報酬での適正な評 価を含めた必要な財政措置を講じること。

2 地域医療構想について

医療資源を効率的に提供する体制を確保する観点から、まず患者は 地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて 「紹介受診重点医療機関」を受診させ、状態が落ち着き次第、かかりつ け医に逆紹介する流れを基本とした体制としている。

しかしながら、地方、特に医療過疎地域においては、開業医の廃業や 医療機関の縮小が進んでおり、地域の中核的医療機関においても、かか りつけ医機能から急性期医療まで担わざるを得ない状況となっている。

こうした地方の実態を的確に把握し、その地域にあった体制にできるよう国として支援すること。

3 新型コロナウイルス感染症への医療体制について

新型コロナウイルス感染症患者に関しては、5類に移行されたとはいえインフルエンザ患者等と同等の対応とすることは困難であり、一般外来患者と切り離した発熱外来の設置や救急体制の確保、入院においては病棟内でのゾーニングや隔離を含めた個室対応など、通常医療とは異なる体制を組む必要がある。

医療現場の実態を十分把握した上で、現行の加算等について一定期間維持するとともに令和6年度の診療報酬改定においては、経営が成り立つよう診療実績・体制整備等を適切に評価すること。